

(内閣委員会)

官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第九号）（衆議院

送付）要旨

本法律案は、官報の発行に関する法律の施行に伴い、独立行政法人国立印刷局法について独立行政法人国立印刷局の目的及び業務の範囲の見直しを行う等関係法律の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、独立行政法人国立印刷局法の一部改正
独立行政法人国立印刷局法について、目的及び業務の範囲の変更等関係規定の整備を行う。
- 二、鉄道抵当法の一部改正等
鉄道抵当法その他の関係法律について、官報が紙の印刷物であることを前提とした規定の改正を行う。
- 三、内閣府設置法及び復興庁設置法の一部改正
内閣府設置法及び復興庁設置法について、関係規定の整備を行う。

四、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、官報の発行に関する法律の施行の日から施行する。